

岩手県告示第 410 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 20 年 5 月 23 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
洋野町	九戸郡洋野町種市第 23 地割 27 番地	洋野町指定通所介護事業所	九戸郡洋野町種市第 23 地割 27 番地 2	平成 20 年 3 月 31 日

2 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
洋野町	九戸郡洋野町種市第 23 地割 27 番地	洋野町指定通所介護事業所	九戸郡洋野町種市第 23 地割 27 番地 2	平成 20 年 3 月 31 日